

[資料4]

平成31年度以降の保険料軽減特例の
見直しについて

平成 31 年度以降の保険料軽減特例の見直しについて

1 現行の軽減特例措置(「均等割」の 9 割軽減及び 8.5 割軽減)

後期高齢者医療制度では、低所得者対策として、世帯の所得に応じて、均等割の 7 割、5 割、2 割の軽減措置が制度上設けられているが、制度発足時の激変緩和措置として、国の予算措置により、更に上乗せした軽減の特例が実施されてきた。

低所得者の均等割軽減特例

恒常的な措置 (本則)	軽減特例 (予算措置)
7 割軽減	9 割、8.5 割軽減

2 軽減特例(9 割軽減及び 8.5 割軽減)見直しの趣旨

平成 29 年度から段階的に見直しが行われてきた軽減特例の内、「均等割」軽減特例(9 割軽減及び 8.5 割軽減)の見直しについては、これまで据え置かれてきたが、「今後の社会保障改革の実施について」(平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定)において、「低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する」と決定されていた。

この度、消費税率引上げによる財源を活用した社会保障の充実策として介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が、平成 31 年 10 月から開始されることから、あわせて見直しを実施することとなった。

3 軽減特例(9 割軽減及び 8.5 割軽減)見直しの内容

今後の均等割軽減の推移

軽減割合	～H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度～
9 割軽減の者	9 割軽減	8 割軽減	7 割軽減	7 割軽減
8.5 割軽減の者	8.5 割軽減	8.5 割軽減	7.75 割軽減	7 割軽減

4 軽減特例(9割軽減及び8.5割軽減)見直しの影響を受ける被保険者

当広域連合の影響を受ける被保険者数

軽減割合	被保険者数(※1)	割合(※2)
9割軽減の者	約56千人	約23%
8.5割軽減の者	約54千人	約22%

※1 被保険者数は平成30年度当初賦課ベース

※2 被保険者数全体に占める割合

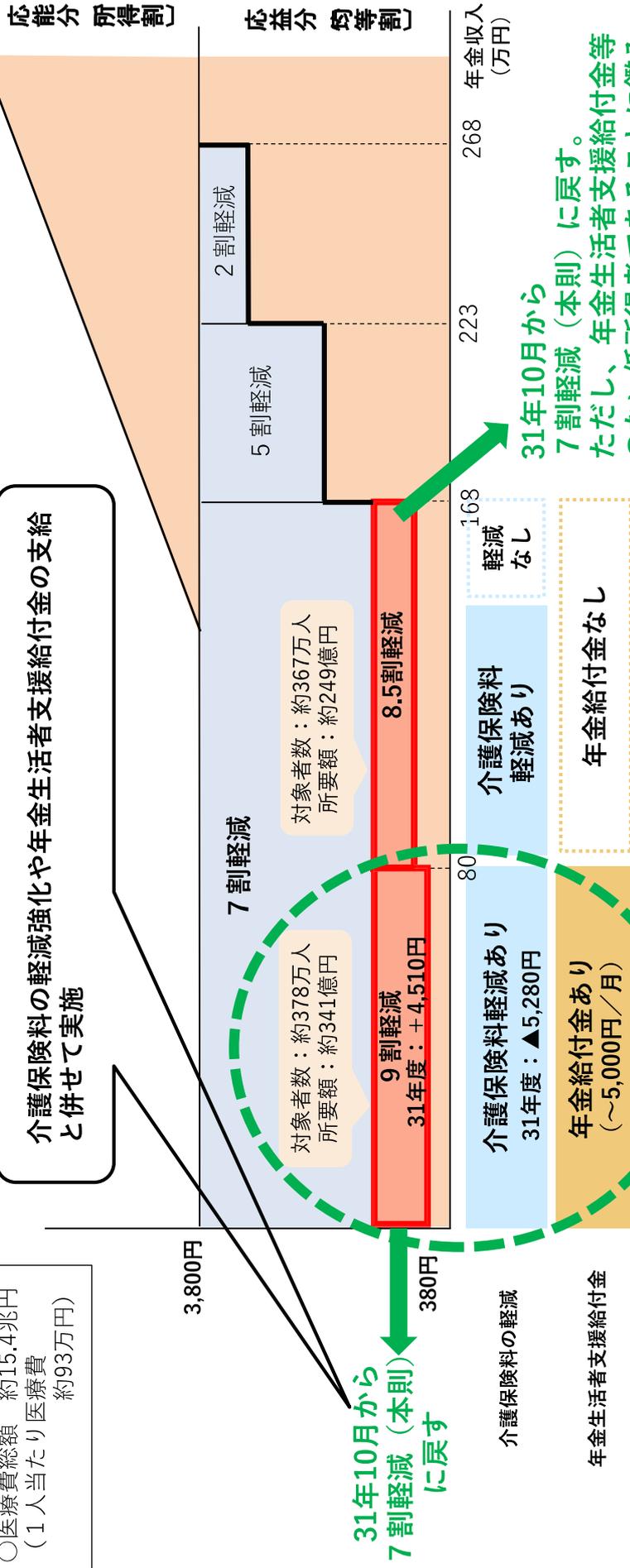
75歳以上高齢者の医療保険料軽減特例の見直しについて

<均等割軽減見直しについてのこれまでの経緯>

「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）決定）
 (2) 均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。

参考) 後期高齢者医療制度
 ○被保険者数 約1,700万人
 ○保険者数 47
 ○医療費総額 約15.4兆円
 (1人当たり医療費 約93万円)

介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給と併せて実施



31年10月から7割軽減（本則）に戻す。ただし、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることに鑑み、1年間、8.5割軽減と本則の差を補填。

※ 保険料額は、平成30・31年度全国平均保険料率により算出。
 ※ 参考データについては、被保険者数は平成29年度（後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告）、医療費総額及び1人当たり医療費は平成28年度（後期高齢者医療事業年報）。

保険料軽減特例の見直し

所得の低い被保険者に対する軽減

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
軽減割合	9割軽減	9割軽減 ～軽減特例原直しは据え置き～	9割軽減	[国庫補助] 10月以降の国庫補助(2割上乘せ)を廃止 2割上乘せの半年分(=1割相当)のみ ⇒ 通年で8割軽減に相当	7割軽減 (本則)	7割軽減 (本則)
軽減後 均等割額	5,239円/年	5,239円/年	5,244円/年	10,488円/年	15,733円/年	15,733円/年
軽減割合	8.5割軽減	8.5割軽減 ～軽減特例原直しは据え置き～	8.5割軽減	[国庫補助] 10月以降の国庫補助(1.5割上乘せ)を廃止 ただし、8.5割との差(1.5割)を特例的に補填 ⇒ 前年度と同じ8.5割軽減	[国庫補助] 8.5割との差(1.5割)を9月まで特例的に補填 1.5割上乘せの半年分(=0.75割相当)のみ ⇒ 通年で7.75割軽減に相当	7割軽減 (本則)
均等割 (※1)	7,858円/年	7,858円/年	7,866円/年	7,866円/年	11,799円/年	15,733円/年
軽減割合	5割軽減	5割軽減	5割軽減	5割軽減	5割軽減	5割軽減
軽減後 均等割額	26,195円/年	26,195円/年	26,222円/年	26,222円/年	26,222円/年	26,222円/年
軽減割合	2割軽減	2割軽減	2割軽減	2割軽減	2割軽減	2割軽減
軽減後 均等割額	41,912円/年	41,912円/年	41,955円/年	41,955円/年	41,955円/年	41,955円/年
軽減割合	5割軽減	2割軽減	軽減特例なし (本則)	軽減特例なし (本則)	軽減特例なし (本則)	軽減特例なし (本則)
所得割 (※2)						

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
軽減割合	9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減(本則) 【資格取得後2年を経過する月まで】	5割軽減(本則) 【資格取得後2年を経過する月まで】	5割軽減(本則) 【資格取得後2年を経過する月まで】
軽減後 均等割額	5,239円/年	15,717円/年	26,222円/年	26,222円/年	26,222円/年	26,222円/年
軽減割合	賦課せず	賦課せず	賦課せず	賦課せず	賦課開始時期を引き続き検討	
所得割						

※1 平成32年度以降の軽減後均等割額は、均等割額52,444円(平成30年度の均等割額)として算出

※2 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合